

## 広島市ごみボックス購入等補助金交付要綱

### (趣旨等)

**第1条** この要綱は、ごみステーションの美観の向上、良好な衛生環境の確保、適正な維持管理の促進及び家庭ごみの収集効率の向上を図るため、家庭ごみの収集のためのごみステーションに、ごみボックス購入等を行う自治会等に対し、その費用の全部又は一部についての補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、広島市補助金等交付規則(昭和36年広島市規則第58号)に定めるもののほか、必要な事項について定める。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 広島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和47年広島市規則第40号)第2条各号のごみのうち家庭から排出されるものをいう。
- (2) ごみステーション 家庭ごみを収集日に収集するまでの間、一時的に保管するために、設置者があらかじめ所管の環境事業所に届け出て設置するごみ置き場をいう。
- (3) 自治会等 自治会、町内会等の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体及びごみステーションを使用する者の団体をいう。
- (4) ごみボックス ごみステーションに設置してごみを収納するために用いる箱型、物置型、一部開放型、伸縮型及び折畳み型などの構造物をいう。
- (5) ごみボックス購入等 ごみステーションの管理者がごみステーションに使用するごみボックスを購入、製作又は修理し、ごみステーションに設置することをいう。
- (6) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路、道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- (7) 公有財産 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条に規定する公有財産のうち不動産をいう。

### (補助金の対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる家庭ごみ収集のためのごみステーションを管理している自治会等の代表者とする。

- (1) 10世帯以上の世帯が使用するために屋外に設置されたごみステーション
- (2) 前号に掲げるごみステーションのほか、市長が適当と認めるもの。

### (ごみボックス購入等に要する経費の補助)

**第4条** 補助金の対象となる経費は、ごみボックス購入等に要する次に掲げる費用とする。

- (1) ごみボックスの購入費用及び設置費用
  - (2) ごみボックスの製作費用及び設置費用
  - (3) ごみボックスの修理費用及び設置費用
- 2 保守費用、道路使用許可申請手数料、土地賃借料等の経費及びごみボックスの移設又は撤去に係る経費(処分費を含む。)は補助金の対象としない。
- 3 ごみステーション1か所につき、この要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は1回限りとする。ただし、ごみステーションの使用世帯の増加等に伴いごみボックス購入等が必要と認められる場合はこの限りでない。

### (補助金の対象とするごみボックス)

**第5条** 補助金の対象とするごみボックスは、別表に定める形状を有する耐久性のあるものとする。

### (補助金の額)

**第6条** 補助金の額は、予算の範囲内において、ごみボックス購入等1台につき補助金の対象となる経費が3万円以下の場合には補助金の対象となる経費の全額とし、補助金の対象となる経費が3万円を超える場合は、3万円を超える額の2分の1を3万円に加算した額とし、5万円を限度とする。

2 前項に定める補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (事前協議)

**第7条** 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）で当該ごみボックスの設置に関し、道路占用許可の必要がある場合には、申請者はあらかじめ所定のごみボックス設置の事前協議書（平成27年3月31日道路管理課制定）に次に掲げる書類を添えて市長（所管の区維持管理課）に協議するものとする。

- (1) 位置図（住宅地図の写しにごみボックスの位置を表示したもの）
- (2) 設置仕様書（図面（伸縮式ごみボックスにあっては、伸縮部分を広げた状態での横断図（道路の有効幅員及び広げた状態での残りの有効幅員を記入したもの）を含む。）
- (3) 現地の写真（設置予定場所及び私有地と道路との境界ブロック上に設置する場合にあっては、道路と私有地との境界が明確に写っているもの）

### (既存のごみボックスの移設・撤去等)

**第8条** 占用・使用等が認められない公有財産に既存のごみボックスを設置している申請者は、第8条に定める補助金の交付申請時には既存のごみボックスの移設・撤去計画書（様式第6号）を、第14条に定める実績報告時には既存のごみボックスの移設・撤去報告書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付申請)

**第9条** 申請者は、所定の補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類（第6号、第7号及び第8号は該当のある場合に限る。）を添えて市長に提出するものとする。

- (1) ごみボックス購入等の見積書（写し）
- (2) 事業収支予算書（様式第2号）
- (3) 土地所有者の同意書（様式第3号）又は土地管理者の占用・使用等許可書（写し）
- (4) 近隣住民の同意書（様式第4号）
- (5) ごみステーション管理規程（様式第5号）
- (6) 既存のごみボックスの移設・撤去計画書（様式第6号）
- (7) 家庭ごみ収集依頼書（事前協議）
- (8) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付の決定)

**第10条** 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに、補助金の交付を決定し、所定の交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが不相当と認めた場合は、補助金を交付しない旨を決定し、所定の不交付決定通知書（様式第8号）を申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付の条件)

**第11条** 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の条件をつけるものとする。

- (1) ごみボックス購入等を行った者は、ごみボックス購入等を行った日から当該ごみボックスを撤去・処分するまで適切に維持管理しなければならない。

- (2) ごみボックス購入等を行った後に、ごみボックスの設置について変更又は廃止しようとする場合においては、所定の購入等変更・廃止申請書（様式第9号）を市長に提出し、承認を受けること。
- (3) ごみボックス購入等を行った日から5年の間に、ごみボックスの設置について変更又は廃止した場合であって、交付した補助金の全部又は一部の返還の必要がある場合には、速やかにこれを返納しなければならない。
- (4) ごみボックスの設置について変更又は廃止する場合は、責任を持って当該ごみボックスの設置場所を原状復旧すること。
- (5) 前条第1項の交付決定通知を受けた者（以下「ごみボックス購入等を行う者」という。）は、第2条に規定するごみボックス購入等について、次の各号のいずれかに該当する者にその全部又は一部を委任し、又は請け負わせないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者（以下「広島県公安委員会公表者」という。）
  - ウ 暴力団、暴力団員又は広島県公安委員会公表者と密接な関係を有する者
- (6) 広島市ごみステーションの設置及び管理に関する要綱並びに広島市補助金等交付規則等を遵守すること。
- (7) ごみボックスの使用に際して生じた事故及び損害等については、全てごみボックス購入等を行った者の責任において処理すること。
- (8) ごみボックス購入等を行った者は、交付を受けた補助金について監査などにより返還の必要があるとされた場合には、速やかにこれを返納しなければならない。

#### （補助金の交付）

**第12条** 補助金は、ごみボックス購入等を行う者からの交付請求（様式第12号）に基づき、概算払により交付する。

#### （関係書類の整備）

**第13条** ごみボックス購入等を行う者は、ごみボックス購入等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳票等を整備し、購入等が完了した日の属する会計年度の末日から5年間保管しておかなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要がある場合は、前項の書類、帳票等を検査することができる。

#### （実績報告等）

**第14条** ごみボックス購入等を行う者は、ごみボックス購入等が完了した場合は、その完了の日から10日を経過する日又は交付決定の年度の3月31日のいずれか早い日までに所定の実績報告書（様式第13号）に次の各号に掲げる書類（第5号は該当がある場合に限る。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真（ごみボックス購入等の内容がわかるもの）
- (2) 領収証書の写し（又は収支の事実を証する書類）
- (3) 事業収支決算書（様式第14号）
- (4) 広島市ごみボックス購入等補助金精算書（様式第15号）

(5) 既存のごみボックスの移設・撤去報告書（様式16号）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 ごみボックス購入等を行った者は、補助金の精算に当たり過金を生じた場合は、これを返納しなければならない。

**（補助金の額の確定等）**

**第15条** 市長は、前条第1項の規定による提出を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、ごみボックス購入等の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書（様式第17号）によりごみボックス購入等を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、ごみボックス購入等の実績が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことをごみボックス購入等を行った者に命じ、又は所定の補助金交付取消通知書（様式第18号）により当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、所定の補助金返還命令書（様式第19号）により当該取り消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。

**（他の支援制度との関係）**

**第16条** この要綱に定める補助金は、ごみボックス購入等に対する他の法令、条例及び他の補助金等の交付を受けた者には交付しないものとする。

2 この要綱に定める補助金は、広島市ごみステーションの管理用具の貸与に関する要綱（以下「貸与要綱」という。）により管理用具の一般貸与を受けた者には交付しないものとする。ただし、貸与要綱第12条に規定する大雨等被災地域の特例により管理用具の特例貸与を受けた者（同条第3項の規定により一般貸与を受けた者を除く。）で、特例貸与を受けた管理用具が復興前の劣悪な設置環境等により早期に劣化するなど、その機能が維持できなくなった場合は、第4条第3項前段の規定にかかわらず、ごみステーション1か所につき1回に限り、補助金の交付の対象とすることができる。

**（委任規定）**

**第17条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年4月1日から施行した改正後の規定は、施行日前に補助金の交付を受けてごみボックス購入等を行った者に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条第2項ただし書の規定は、この要綱の施行日前に「広島市大雨等被災地内ごみステーションの管理用具の貸与に関する要綱」により貸与を受けた者を、貸与要綱第12条の規定により特例貸与を受けた者とみなして適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月29日から施行する。

別表（第5条関係）

形 状	説 明	具 体 例
箱 型	箱状のもの	メッシュタイプ、ロッカー、コンテナなどの箱型のもの
物 置 型	物置、物置型のもの	物置、収納庫など
一部開放型	コの字型で一部開放しているもの	ブロックなどの枠で囲われたもの
伸 縮 型	伸縮するもの	前後、左右、扇型などに伸縮するもの